

令和7年度 和泉市トラック運送事業者 燃料高騰対策支援金のご案内

和泉市では、燃料油価格高騰が続く中、経営状況の厳しい和泉市内のトラック運送事業者（軽貨物運送事業者含む）に対し、持続的に安定した経営を図ることを目的として、令和7年度和泉市トラック運送事業者燃料高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

対象者

次のすべての要件に該当している者

- ①資本金又は出資の総額が **10億円**未満の中小法人、又は従業員数 **2,000人**以下の個人事業主
- ②**令和7年10月1日時点および申請時点**において、一般（特定）貨物自動車運送事業の許可を得て、**和泉市の営業所にて運輸事業（軽貨物事業含む）を営んでいること**
※協会の会員・非会員を問わず、支給対象となります。

必要書類

- ①支援金支給申請書（様式1）
- ②事業用車両申請一覧表（様式2-1, 2-2）
- ③誓約・同意書（様式3）
- ④申請する車両に係る自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し

支援金の額

裏面に示す対象車両（事業用貨物自動車） 1台あたり **6,500円**
（事業用軽貨物自動車） 1台あたり **3,000円**

申請受付期間

令和7年11月5日～令和8年1月30日（**必着**）

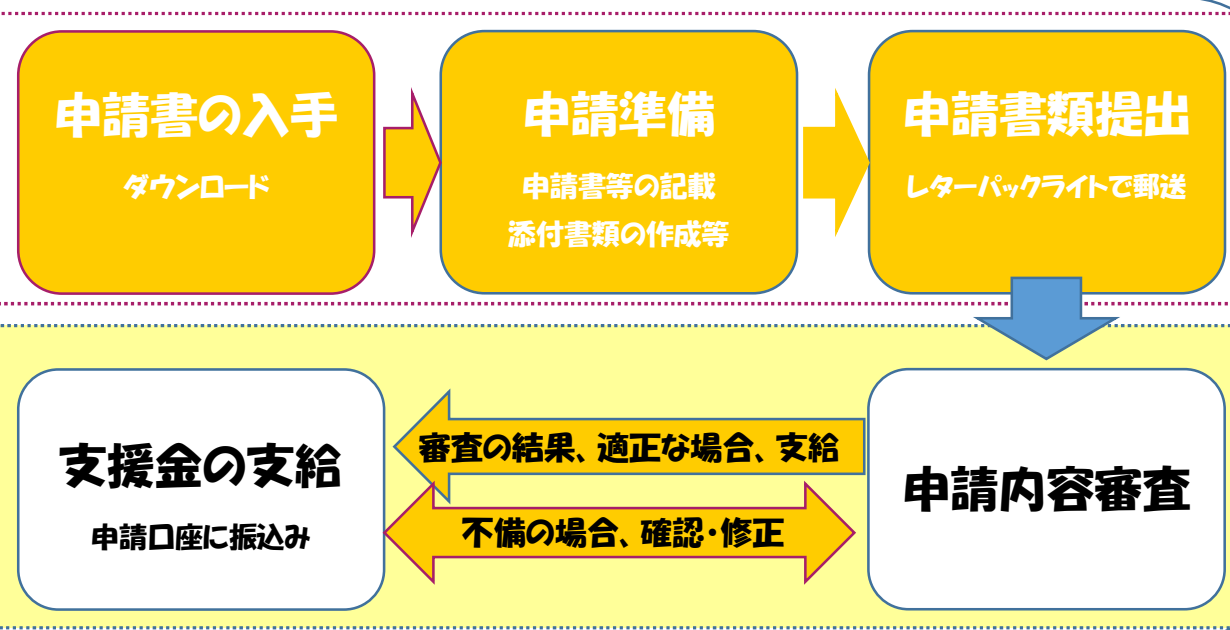
申請方法

- 郵送された申請書類または協会ホームページから申請書類をダウンロードして郵送してください。（郵送されたものと同内容）
URL: <http://sensyu.truck.or.jp/>
- 郵便物の追跡可能な「レターパックライト」で下記の申請先まで郵送してください。
- 令和8年1月30日（金）が期限（必着）となります。

対象車両

- 支給要件を満たす事業者が、申請日時点で車検が有効な車両登録し、事業に用いている貨物自動車（軽貨物自動車含む）が対象車両です。（賃貸借やリースの方法により使用している車両も含む。）
 - 自動車検査証の使用の本拠の位置が和泉市内の営業所所在地となっている車両が対象車両です。
- ※ただし、被牽引車など原動機を有しない車両、二輪以下の車両（二輪車、原動機付自転車）は除く。

申請の流れ



【事務局】申請先・お問合せ先

一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部 TEL : 072-245-8181

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 ※土日、休日を除く

【申請書送付先】〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中1丁目9-19

一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部 宛

※貨物軽自動車事業のみを営んでいる場合は以下までお問い合わせください。
和泉市役所 産業振興室商工来訪促進担当 TEL:0725-99-8123